税理士先生向け

相続税チェックサポート

相続人の確定・相続財産の判定特例・控除について活用アドバイス

税務署提出書類の範囲内で内容チェックを行います。

主に国税庁「相続税の申告の為のチェックシート」の項目について アドバイスします。

相続税包括チェック

金融資産の資金移動確認・税務署提出書類以外の資料等内容などすべての項目についてアドバイスします。

国税局で相続税申告の内容審査を経験したベテラン国税OBの税理士が担当します。

特例前総遺産額の0.1%

最低金額55,000円~

相続資料の作成などについては別途ご相談ください。



資産総研 税理士法人

2082-555-8205

⊠office@shisansouken.com

経験豊富な税理士がご対応します
ぜひ一度ご相談ください